少年等資質調査実施要綱の制定について

平成13年11月12日例規（少）第229号

最近改正　令和４年９月９日例規（少）第61号

この度、「非行少年等資質鑑別実施要綱の制定について」（昭和59年３月23日例規（少）第22号）の全部を改正し、別記のとおり少年等資質調査実施要綱を制定し、平成13年11月13日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別記

少年等資質調査実施要綱

１　趣旨

この要綱は、少年の問題行動の要因を科学的に解明し、その適正な処遇に資するとともに、少年の非行及び犯罪被害（犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為による被害をいう。以下同じ。）の防止を図るため、少年及びその保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する資質調査を実施するに当たっての手続並びに資質調査の結果を活用した少年の補導及び保護に関し必要な事項を定めるものとする。

２　定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(１)　資質調査　少年の性格、行状、社会適応性等の資質について、当該少年に対し心理学、教育学、社会学その他専門的知識に基づく、心理テスト、面接その他の方法により行う調査及び少年の家庭環境等について、その保護者に対し面接等により行う調査をいう。

(２)　対象少年　大阪府警察少年警察活動規程（平成20年訓令第３号）第２条第６号から第10号までに規定する者（関係機関に送致し、又は通告した者を除く。）のうち、警察署長（以下「署長」という。）又は少年課長が、同訓令に定める措置区分の選別、処遇上の意見の決定、継続補導、継続的支援その他当該少年の非行又は犯罪被害の防止のための活動を適切かつ効果的に行うため資質調査を必要と認めた少年をいう。

３　資質調査の依頼

署長は、対象少年を取り扱ったときは、資質調査依頼書（別記様式第１号）を作成の上、少年課長に資質調査を依頼するものとする。この場合において、事前に当該対象少年及びその保護者に対して資質調査についての概要等を説明するとともに、資質調査を行うことについての当該保護者の同意を得ておくものとする。

４　資質調査の実施及び実施結果の通知

(１)　少年課長は、前記３による依頼を受けたとき又は対象少年を取り扱ったときは、速やかに資質調査を行うものとする。

(２)　少年課長は、前記３による依頼に係る資質調査の結果を資質調査結果通知書（別記様式第２号）により当該依頼をした署長に通知するものとする。

５　資質調査結果の処遇への反映

(１)　署長及び少年課長は、対象少年の措置区分の選別、処遇上の意見の決定、継続補導、継続的支援その他当該少年の非行又は犯罪被害の防止のための活動を行うに当たっては、当該対象少年及びその保護者に係る資質調査の結果を勘案の上、適切な処遇を図るよう努めるものとする。

(２)　少年課長は、資質調査の結果、対象少年の非行又は犯罪被害の防止上特に専門的な見地からの対応が必要と認められるときは、当該資質調査を依頼した署長と協議の上、事後補導（資質調査の後行う継続補導、継続的支援その他必要な措置をいう。）を行うとともに、事後補導経過簿（別記様式第３号）を作成してその経過を明らかにしておくものとする。

６　資質調査結果通知書の保存期間

資質調査結果通知書の保存期間は、１年とする。